

いばらき^{おい}美味しおスタイル指定店指定要領

第1 目的

この要領は、県民の減塩意識の醸成を図り、県民の減塩の取組を推進するために、適塩メニュー等のヘルシーメニューを提供する県内の飲食店及び弁当店、宅配、スーパーマーケット等が「いばらき^{おい}美味しおスタイル指定店」として指定するために必要な事項を定めるものである。

第2 いばらき^{おい}美味しおスタイル指定店の定義

「いばらき^{おい}美味しおスタイル指定店」とは、提供する料理に対して減塩等に取り組んでいる店舗のことである。

第3 いばらき^{おい}美味しおスタイル指定店の対象店舗

県内に所在する飲食店（食堂、レストラン、麺類店、寿司店、喫茶店等）・弁当店・宅配・スーパーマーケット等を対象店舗とする。なお、複数の店舗を有する場合は、各店舗を対象とする。

第4 いばらき^{おい}美味しおスタイル指定店の指定要件

本制度の趣旨に賛同する、公序良俗に反しない店舗であって、以下の要件を満たす店舗とする。

1 いばらき^{おい}美味しおスタイル指定店

塩分3g以下の献立（適塩メニュー）が1献立以上あること

2 プラチナイばらき^{おい}美味しおスタイル指定店

・以下の要件を満たす献立を提供していること

	適塩、野菜たっぷり、カロリー控えめのいずれかの条件を満たすメニュー
飲食店	5品以上（うち適塩メニューは3品以上必須）
弁当店、宅配、スーパーマーケット等	10品以上（うち適塩メニューは5品以上必須）

※ 野菜たっぷり：150g以上、カロリー控えめ：600kcal以下

※ 1品とは、1食分の献立を指す。

※ 栄養成分量は、食品成分データベース（文部科学省）に基づいて算出するものとする。
食品成分データベース（文部科学省）ウェブサイト<<https://fooddb.mext.go.jp/>>

第5 指定の申請

いばらき^{おい}美味しおスタイル指定店又はいばらき^{おい}美味しおスタイルプラチナ指定店（以下、「指定店」という。）の指定を受けようとする店舗にあたっては、いばらき^{おい}美味しおスタイル指定店指定申請書（様式1）を作成のうえ、いばらき^{おい}美味しおスタイル事務局（以下、「事務局」という。）に提出するものとする。

第6 指定審査及び店舗取材

事務局は、第5の規定による申請があった場合は、審査及び店舗取材を行う。審査においては、管理栄養士又は栄養士が栄養価計算等を行った場合に限り別添「適塩メニュー証明書」を提出することにより別紙の提出を省略することができる。また、取材した内容については、事務局がホームページ及びアプリ等へ掲載する。

第7 指定の決定及び指定証等の交付

審査の結果、指定が相当と認められたときは、県は指定し、店舗に対し「いばらき^{おい}美味しおスタイル指定店指定証」、「シンボルマークのデータ」等を交付するものとする。指定を受けた指定店は、店内の見やすい箇所に指定証を掲示、のぼり旗の設置、シンボルマーク等の有効活用をするものとする。

なお、のぼり旗の追加交付を希望する場合は事務局を通して作成することができるものとする。ただし、作成にかかる費用は店舗側が負担する。

第8 現地確認

指定店は、毎年、事務局が実施する現地確認を受けるものとする。また、事務局は、変更のあった内容について、ホームページ及びアプリ等の情報を更新する。

第9 変更申請

指定店は、次の各号に変更があったときは、速やかにいばらき^{おい}美味しおスタイル指定店指定変更申請書（様式2）を事務局に提出するものとする。

- (1) 指定店の名称・代表者名・所在地・連絡先等
- (2) 担当者の氏名・連絡先等
- (3) 該当する指定メニューの品数

第10 辞退届

指定店は、営業を廃止したとき、又は指定の継続を希望しないときは、速やかにいばらき^{おい}美味しおスタイル指定店辞退届出書（様式3）に指定証等を添えて事務局に提出しなければならない。

第11 指定の取消

県は、次の事項のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- (1) 指定要領を遵守できない場合
- (2) 審査業務の確認行為に協力しない場合
- (3) 改正健康増進法及び食品衛生法等、関係法令に違反した場合
- (4) 利用者の信用並びに減塩・県産品のイメージを著しく失墜させる行為を行った場合

第12 指定証の返還

第11の規定により指定を取り消された場合は、指定証を返還するものとする。

付則 この要領は、令和2年11月6日から施行する。

付則 この要領は、令和3年2月25日から施行する。

付則 この要領は、令和3年7月15日から施行する。

付則 この要領は、令和3年8月3日から施行する。